

「令和7年度千葉県副業人材マッチング支援事業業務委託」

企画提案に係る質問と回答

○質問と回答（業務説明会での受付分）

番号	質問	回答
1	本事業の KPI について、募集要項では副業人材プラットフォーム機能への地域企業の人材募集の掲載件数を85件として積算することと記載があり、そのうち成約件数を何件とするかについては記載がない。これは何か意図があるのか。	副業人材プラットフォーム機能を有する企業については、基本的に副業人材の募集をプラットフォームに掲載して、それに対する対価を得るという形態かと思慮されるため、募集要項には掲載件数を記載しました。 なお、成約件数の目標は60件です。
2	令和6年度事業で、支援機関のサポートなしで副業人材プラットフォームへ掲載、成約した事例の数が県の想定と異なる等、県として認識している課題はあるか。	副業人材の活用については、支援機関へのノウハウの定着を課題として認識しております。
3	県、現在の委託業者、支援機関との連携体制について、委託業者が変更した場合はどのようなになるか。	現在の体制として、県も支援機関と適切に連携していると認識しており、委託業者が変わったとしても、その体制は引き継げると思慮されます。
4	仕様書案 7 委託業務(7) 地域企業等への事業参加後の振り返りインタビューについて、令和6年度に副業人材を活用した地域企業等へのインタビューも必要か。	不要です。令和7年度事業において副業人材を活用した地域企業等にインタビューをお願いします。
5	契約書案について、本事業を受託することになった場合、内容の協議は可能か。	可能です。審査会終了後、仕様書及び契約書の内容を協議させていただき、契約を締結させていただきます。
6	契約保証金が免除となる場合は、どのような場合か。	契約保証金の免除については、以下のとおり千葉県財務規則第99条第2項に規定されており、契約担当者は、同項各号のいずれかに該当する場合、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。 本事業に係る契約保証金の免除については、受託業者が決定した際に、検討させていただきます。

	千葉県財務規則 (契約保証金) 第九十九条 契約担当者は、契約の相手方をして、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。 2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。 一 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者として履行保証保険契約を締結したとき。 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他の予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百条の三第二号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。 三 令（地方自治法施行令）第百六十七條の五及び第百六十七條の十一に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去二年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 四 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。 五 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納さ
--	--

		れるとき。 六 契約の履行が確実な相手方と随意契約を締結する場合において、契約金額が百万円 を超えないとき又は契約の性質により契約保証金を徴する必要がないとき。 七 国又は公法人若しくは公益法人与契約をするとき。
--	--	---